

# 第 2 回 埼 玉 県 後 期 高 齢 者 医 療 懇 話 会

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合

## 第2回埼玉県後期高齢者医療懇話会 次 第

日 時 令和7年12月17日(水)

午後3時30分から午後4時45分

場 所 浦和合同庁舎5階第5会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 令和8・9年度保険料率改定について
  - (2) その他
- 3 閉 会

出席委員（11名・敬称略）

被保険者代表

大室新一 五十嵐光一郎 寺田一夫  
羽鳥嗣郎

保険医又は保険薬剤師代表

廣澤信作 小川俊夫 齊田征弘

保険者代表

榎原章統 紺野玄之

有識者

本多麻夫 大津唯

事務局

小貝事務局長、葛西事務局次長兼総務課長、河合事務局次長兼保険料課長、古瀬給付課長  
泉総務課主席主査、中村総務課主席主査

佐藤保険料課主席主査、渡邊保険料課主席主査

佐々木給付課主席主査、木村給付課主席主査

川村総務課主査、北川総務課主任

オブザーバー

埼玉県保健医療部高橋国保医療課長

埼玉県保健医療部小林国保医療課主幹

開会 午後3時30分

- ・開会
- ・会長挨拶

○会長 それでは、ただいまから令和7年度第2回埼玉県後期高齢者医療懇話会を開催したいと思います。

まず、会議録の署名委員についてですけれども、廣澤委員と小川委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は1回目に続いて令和8・9年度の保険料率改定が主要な議題でございます。前回、意見をお聞きしたところですが、これを踏まえて、次のステップに向かいます。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局次長兼保険料課長 それでは、令和8・9年度保険料率改定について御説明させていただきます。お手元の資料1-1を御覧ください。

1ページ目、振り返りとして、11月に開催しました第1回で委員の皆様から伺った主な御意見をお示ししております。

まず、保険給付費支払基金（剰余金）に関してですが、「これまでの改定では、短期的な財政リスクに対応するため等の理由で残高の一部を残した形で基金を活用していた。今回、残高全額を使うというのは今後、大丈夫という見込みなのか。全額を活用しても大丈夫という丁寧な説明が必要」「今までは、基金残高の一部が残っており、それが2年間で以前の規模に戻ったのかなという印象。今回、残高全額を活用したら、以前のような規模で積み立てされないのかという不安はある」。

このような御意見をいただき、前回、議長から「全額活用について、今後のシミュレーションに関する疑問が解消され、大きなリスクが予測されないということであれば、了承いただく形よろしいでしょうか」と御発言いただきました。この件に関しまして、後ほど御説明いたします。

資料に戻りまして、次に、県財政安定化基金については、「保険料負担を抑制させるためにも財政安定化基金を積極的に活用したほうがよいと思う」などの御意見をいただき、議長から、事務局案のとおりではどうかと、取りまとめていただいております。

次に、周知広報については、「保険料が大幅に増加する要因を被保険者に理解していただければよい」などの意見、また、保健事業については、「医療費は治療だけではなく、予防

することによって変わってくる。広域連合が行う歯科健診で口腔機能や嚥下機能の検査等を通じ重症化を防ぎ医療費の適正化につながっている」といった御意見をいただいたところです。

次のページを御覧ください。

保険給付費支払基金（剰余金）の活用に関する試算結果です。

表の中で右から3列目が、第1回でお示した剰余金112億円全額及び県財政安定化基金26億円を活用した保険料率の試算結果です。

今回、その比較として、その右隣、右から2列目のものが、新たに試算いたしました、前回改定と同額の23億円を剰余金から残して活用した場合の試算結果となっています。

全額活用の3列目と比べて、均等割額では440円の増加、所得割率では0.09ポイントの上昇、トータルで1人当たり平均保険料額は約800円増加します。

なお、参考として、下の表は、上の表の金額に加え、子ども・子育て支援納付金の第1回試算の2,416円を合計した額をお示ししております。

次のページを御覧ください。

保険給付費支払基金（剰余金）の活用に関して、一番上の枠内が、過去の提言を振り返った記載となっております。

前回、前々回の保険料率改定で懇話会委員の皆様から、「（「2年間で余ったものは次の2年間にお返しする」というのが本来的な考えであるという整理をした上で、）剰余金の一部は短期的な財政リスク（医療費の急増や保険料収納率の悪化）に対する備えとして必要最低限の額を確保し、残りを保険料率の上昇抑制に活用されたい」と御提言をいただいております。

一方で、剰余金全額活用に関する今回の考え方ですが、まず、現状でございますが、保険料で賄うこととなる費用や保険料収入について、①のとおり、医療給付費見込みは過去の実績などを参考に推計し、見込みが実績よりも過小にならないよう余裕を持って算出するとともに、②のとおり、保険料収納率見込みも実績を踏まえ手堅く推計しております。

これにより、右枠内のとおり、短期的な財政リスクが生じる可能性は極めて少なくなっており、実際に制度創設の平成20年度以降、リスクは一度も発生しておりません。

次に、資金の確保の状況について、③のとおり、国・県の定率負担金は、医療機関への支払いなど資金不足が生じないように、年度ごとに所要額より多めに交付を受けており、年度初めに手厚く交付されます。さらに、今年度は県負担金を年度当初に100億円交付されるよう調整いたしました。こうしたことにより、右枠内のとおり、仮に感染症拡大などで、ある月の医療給付費の支払いが急増したとしても、対応可能な資金が確保できています。

④といたしまして、①、②のとおり、ある程度余裕を持った推計を実施しているため、額の多寡はあるものの、一定程度の剰余金は発生すると広域連合としては見込んでおります。

しかし、右枠内のおり、剰余金という名前のおり、現時点で見込みの段階で金額が幾らになるのかを算定することは困難となっております。

こうした現状を踏まえて、今回の考え方でございますが、下の枠内の記載のおりとなっております。

これまで、短期的な財政リスクに広域連合が対応するという考えで剰余金の一部を確保しておりました。しかしながら、今回の保険料率改定において、被保険者の大幅な負担増が見込まれる中、短期的な財政リスク発生の可能性が極めて低い状況であり、かつ、制度上は県の財政安定化基金での対応が想定されていることを踏まえますと、剰余金を残しておくことが合理的であるとは言いづらいものと思われまます。万が一、短期的な財政リスクが発生した場合につきましては、県の財政安定化基金で対応し、剰余金は全額活用することとしたいと考えております。

将来的に剰余金の一定額を確保したものがなくなりますので、その分、残高は確実に減りますが、こちらにつきましては、剰余金を有効活用した結果と考えております。

次のページです。「3-2. 保険給付費支払基金残高の推移」を御覧ください。

参考といたしまして、制度創設以降の積立額、取崩額、年度末残高をお示ししております。

表の一番右下、全期間での平均でございますが、積立金が平均54億円、取崩額が平均50億円、年度末残高が平均134億円となっております。

剰余金は決算後に判明するものであり、将来的な金額が幾らかというものを示す資料となっておりますが、過去の平均の年度末残高を参考にいたしますと、仮に23億円マイナスでスタートしたとしても、100億円程度の基金残高の額が見込まれるのではないかと考えております。

剰余金の全額活用の御説明については以上となります。

次のページを御覧ください。

次回、最終試算において変更を行う予定の項目となっております。

次回が最終の試算となりますが、現在暫定値である項目について、確定数値を反映し、その結果をお示しする予定となっております。

まず、医療給付費見込みですが、実績の値が多いほど、確度の高い見込み値になります。このため、最終試算では、10月診療分まで保険料率の試算に反映させ、見込みを確定する予定です。

次に、後期高齢者負担率ですが、現役世代、高齢者の直近の人口動態などの実績を踏まえて、国から12月下旬に確定値が示される予定となっております。

次に、診療報酬改定でございますが、来年度予算に係る閣議決定後、国から12月下旬に示される見込みです。また、今年9月末に2割の方の外来窓口負担の上限額が設定された配慮措置

が廃止になったことに伴い、影響額をどのように見込めばいいかというところも、今後、国から示される予定です。

そのほか、均等割と所得割の比率に関連する所得係数、賦課限度額、均等割軽減判定基準についても国から示されますので、全て反映したものを試算結果として1月の懇話会にて御報告させていただく予定です。

なお、国の医療保険部会において、賦課限度額の引上げについて議論がされておりましたので、この議論を踏まえ、厚生労働省からの指示があり、1月の試算に反映される見込みとなっています。

次のページを御覧ください。

「5. 令和8・9年度保険料率改定に当たっての提言作成に向けて」でございます。

こちらにつきましては、第1回の懇話会でいただいた御意見を踏まえまして、事務局としてたたき台を作成いたしました。協議いただく重要な点でございますので、提言のポイントについて読み上げさせていただきます。

まず、県財政安定化基金については、「保険料率上昇抑制のために積極的に活用すること。国の基準により一定額を残すとともに、今後6年間の後期高齢者負担率の上昇見込みに応じ活用すべき。」。

次に、保険給付費支払基金（剰余金）については、「全額の112億円を保険料率上昇抑制のために活用すること。なお、広域連合は安定的かつ持続的な制度運営に努めるとともに、万一、想定外の医療給付費の増加や保険料の収納不足など財政リスクが生じた場合は、速やかに財政安定化基金を活用できるよう、県と広域連合は日頃から連携を密に取ること。」。

次に、周知・広報については、「今回の大幅な保険料の負担増に被保険者の納得が得られるよう、制度改正の趣旨や内容、意義等を、国や市町村と連携し丁寧に周知すること。」。

次に、高齢者保健事業の適切な実施については、「重症化予防や心身機能の低下防止に健康診査・歯科健診をはじめとした保健事業は大変重要であり、健康寿命の延伸とともに医療費の削減にもつながるため、第3期高齢者保健事業実施計画に基づき、市町村と連携して更に強力で推進すること。」。

最後に、令和8・9年度保険料率改定に関連するものではありませんが、将来的な話として、現在、国で議論されている制度見直しに関しての追記となっております。

こちらにつきましては、「高齢者の医療費自己負担の在り方など国で制度見直しの検討が進められている。これらの検討事項が実施された場合、医療費の自己負担額や保険料率改定に大きな影響を与えるため、制度見直しに当たっては被保険者から理解が得られるようにするとともに、急激な負担増を避ける必要がある。こうしたことから、広域連合は国に対して、制度見

直しの際は被保険者に十分配慮するとともに、必要な措置を講ずるよう要望すること。」。

以上の項目をお示ししております。

なお、資料1-2におきまして、提言案全文についてお示ししております。先ほど御説明した内容の前に、現状や国の動きについて、1人当たり医療費が増加傾向にある一方で、医療費を支援する現役世代の負担が急増していること、そのため負担が現役世代中心から全世代が能力に応じて支え合う仕組みが導入されていること、こういったことを背景に、保険料率の上昇に大きく影響を与えている状況などを記しております。

資料1-1に戻りまして、次のページ、今後のスケジュールでございます。

年明け1月に最終試算の御報告と提言を取りまとめていただく予定です。懇話会としてお集まりいただくのは、今年度、この1月が最後となります。以降、県知事への協議、条例案の提案という形になります。

説明は以上となります。御協議よろしくお願いたします。

**○会長** 資料1-2のほうは、各自見ていただいているということによろしいでしょうか。

それでは、確認のために申し上げますと、資料1-1の表紙の裏のページで、前回いただいた委員の皆様のお意見を整理して、論点を4点に絞ったということです。

1点目は、いわゆる剰余金の全額活用について、なるべく保険料負担を減らすため全額活用すべきという意見がある一方で、全部使ってしまったら大丈夫なのかという御意見もあったということです。次のページ以降には、全額使ったとしても大丈夫という根拠資料と御説明をいただきました。

2点目として、前回の会議で県の財政安定化基金を事務局案のとおりに使ってよいのではないかという結論があったと思いますが、それを踏まえた場合にどういうふうになっていくかという情報を加えて資料で御説明いただきました。

3点目として、保険料が上がってしまう可能性が高い状況の中で、背景にどんなことがあるかを被保険者の方へ伝わるようにしなければいけないということを提言の中に盛り込むべきではないかという趣旨も含めて整理をしていただきました。

4点目は、歯科も含め予防をしっかりやることによって、医療費にも影響が出るという可能性があるのですが、その辺りを盛り込んではいかがかという御意見です。

まず、この4点は案を作っておいておりますので、この4項目でよろしいかどうかということを含めて、御意見をいただければと思っております。

また、近年は10億円から20億円程度残して剰余金を活用していた状況かと思いますが、シミュレーションでは、100億円程度は全部使ってしまったら今後剰余金が見込めるのではないかという御説明でした。この辺りは確認等があるかと思っております。

資料1-1の最後から2枚目、今お話した4項目に加えて、制度変更の今後のシミュレーションを踏まえて、被保険者に配慮したりすることについて、広域連合から国に要望等をするようにという趣旨を盛り込み、合わせて5項目の視点で、資料1-2にある提言案を事務局でまとめたという御説明をいただきました。

まず、確認、質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 「5. 令和8・9年度の保険料改定に当たっての提言作成に向けて」の県財政安定化基金について、「国の基準により一定額を残すとともに」というところですが、今回は残らないのではないですか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局次長兼保険料課長 こちらの一定額を残すという記載につきましては、県財政安定化基金の残高が103億円ございまして、国からは想定外のリスクに備え、そのうち51億円残すようにという目安が示されています。残り52億円について今後6年間で使いますので、国の基準で残す額というのは51億円となります。そちらの記載です。

○委員 そういうことになるのですね。県の財政安定化基金は全部使うのかと思ったのですが、51億円は残っているのですね。

あともう一点、資料1-1の表紙の裏のページの主な意見のところの剰余金と県財政安定化基金の順番ですが、県の財政安定化基金を上にしたほうがいいのかと思います。

○会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局次長兼保険料課長 順番については、入れ替えさせていただきます。

○会長 以前の懇話会の意見で、短期的な財政リスクに備え剰余金を確保するという趣旨があったということですがけれども、短期的財政リスクに対しては県財政安定化基金で対応することが想定されているので、確かにそういう流れで整理すると、県財政安定化基金を先にするほうが適切かもしれないですね。

ほかはいかがでしょう。

○委員 資料1-1の「3-1. 保険給付費支払基金（剰余金）の活用」で1点質問です。剰余金活用に関する今回の考え方の①のところ、「医療給付見込みは過去5年間の伸び率等を参考に推計し、見込みが実績よりも過小にならないように算出」となっておりますけれども、これは言い換えると手堅く推計しているということで、順調にいけばまたこの次の年度でも新たな剰余金が発生しそうだという理解、受け止めでよろしいのでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局次長兼保険料課長 おっしゃるとおりで、見込みが実績よりも過小になってしまいますと、国・県の公費ももらえませんし、その辺りは手堅く算定をさせていただいております。

○委員 そうしますと、その上で過去の年度で蓄積された剰余金は全額使うという御判断であると理解しました。

○会長 その辺りは、前提として大事なポイントだと思います。

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、取りあえず時間の関係もありますので先に進ませていただいて、その中でまた振り返り、疑問等があれば御意見、御質問等いただければと思います。

まず、先ほど触れさせていただきましたけれども、前回の御意見を資料1-1の表紙の裏のページのとおり整理するという点について、よろしいでしょうか。「私はこの意見を申し上げたけれども、その趣旨が抜けているのではないか」とか、懇話会としての提言をまとめていくに当たって、この意見が抜けているのではないか等の御意見があれば、その辺が大事になってくるかと思えます。

○委員 資料1-1の「3-1. 保険給付費支払基金（剰余金）の活用」の下の結論の3行目の「剰余金を残しておくことが合理的であるとは言いづらい」というところは、言葉としてどうでしょうか。残しておくのは合理的なのですが、「合理的であるとは言いづらい」というのは、もう少し丁寧な言い方をされたほうがいいのではないのかなど。どうですかね。

○会長 事務局、何かコメントありますか。

○事務局次長兼保険料課長 表現としてあまり適切ではなかったと思います。提言ではそのような表現にならないように十分、気をつけていきたいと思えます。

○会長 そのほかいかがでしょうか。気になる点など特にございませんでしょうか。

今回の整理の仕方、論理構成といいますか、流れとして自然に感じられますか。気になる点は特にございませんか。

○委員 国の会議や資料は確認するようにはしておりますが、基本的には、整理していただいた流れでよいかと思っています。

○会長 それでは、まずは前回の論点をこのように整理させていただくということと、それをベースに資料1-2で提言のたたき台を事務局で用意していただきました。資料1-1の表紙の裏のページのように、前回の意見の論点を4項目に整理した上で、さらに、今後の制度変更について国に対する要望等を1点盛り込むということでまとめる点に関しては、何かございますか。

要望する主体は、後期高齢者医療保険を担当している広域連合からということなので、特に御意見がなければ違和感はないのかとは思えます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○会長 それでは、確認になりますが、前回の論点については、資料1-1の表紙の裏のペー

ジのとおり整理をして、順番については県の財政安定化基金を先にして、次に剰余金という順番にすることを考慮した上で文言の整理をしていただく。また、事務局案にあるとおり、県の財政安定化基金については、51億円を残して52億円を使い、案分の仕方については3対2対1ということで、今回はそのうちの26億円を令和8・9年度に活用するという方向でいく。剰余金については、大きなリスクは予測されないだろうということで、全額使うという趣旨で提言をまとめていくということについて賛同いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○**会長** それでは、その前提で、資料1-2の事務局案の内容で提言をしてよろしいかについて、細かいところも含めて気づいた点や御意見等がありましたらお願いします。

○**委員** 提言本文の最初の段落の3行目から4行目にかけて、0.5%や5%というようにパーセントで書いてありますが、5行目からは具体的な額が出てくる。この辺は何%で幾らと表現したほうがいいのかと思います。

7行目に「医療技術の進歩を要因にこの傾向は今後も続いていく」とありますが、「この傾向は」というのは前のことを表しているので、文の最初に出したほうがいいと思います。

それから、次の段落の6行目は「能力に応じて支え合い、必要な給付がバランスよく提供される」ということですが、「必要な給付と負担がバランスよく提供される」ということでしょうか。「給付がバランスよく」というのはどういうことでしょうか。

それから、提言本文の3ページ目の2段落目「こうした制度改正」ですとか、本文最後のページの一番下の段落とその前の段落で「こうした検討事項」とか「広域連合はこうした懇話会の」といったように、「こうした」という指示語が随分出てきます。他のページでも出てきますが、文を書いた人は分かるのでしょうけれども「こうした」という言葉が何を指しているのか、読み手からすると少し分かりにくいと思いました。

あと、後ろから5ページ目に(1)から(4)まで提言する項目がありますがけれども、(1)に県の財政安定化基金を一定額残すということで、51億円残るというのは先ほどの説明で分かりましたが、26億円を掛ける2年で使っても、基金残高として51億円残るというのが読んでいて分からないので、何かで示したほうが、読んでいるほうは分かりやすいのかなと思います。

○**会長** 事務局、何かコメントはありますか。

○**事務局次長兼保険料課長** 御指摘ありがとうございます。もう少し、特に指示語などの表現について確認して、次回の懇話会でお示ししたいと思います。

○**会長** よろしいでしょうか。

○**委員** 今、委員が御指摘してくださったことの中で、提言本文の1ページ目の下から5行目の「給付がバランスよく」というところの意味が分かりにくいとおっしゃっておられたかと思

いますが、これは恐らく国の資料か何かを引用してこられたのだと思います。これは国が全世代型社会保障の意図を説明するときによく使われるフレーズなのですが、これが意図しているのは世代間のバランスのことなのです。それまでは年金や医療を中心とした高齢者向けの給付が中心だったのを、現役世代向けの給付も充実させていくということです。その前の、「年齢に関わりなく能力に応じて支え合い」というのは、現役世代だけでなく高齢の世代も含めて負担をするということです。逆に給付のほうは、高齢者だけではなくて現役世代に対してもバランスよく給付するという意味で使われているものになるのですけれども、確かに御指摘のとおり、いきなり出てくると、少し意図が分かりづらいところもあると思います。保険の文脈で、給付と負担のバランスなどが先に連想されてしまうでしょうから、確かにこの辺りを少し見直していただくとよいのかなと思います。

○会長 大事なポイントだと思います。前段のところは非常に大事な大前提、何を問題視してというのを語る部分ですので、大きい意味での趣旨が伝わらないのは少し良くないかと思いません。

○委員 気になったのは1点で、提言本文の初めのページの7行目「医療技術の進歩等を要因にこの傾向は今後も続いていくものと見込まれ」というところですが、医療費が今後増えていく原因として医療技術の進歩を挙げ、悪者になっているような表現に見えてしまう。これからも医療機器も薬も、それからお医者さんの技術も進歩していくと思いますが、それは大事なことですよね。ただ、それが医療費の増加と、保険料率の上昇につながり、この傾向が続くという。この理屈どおりですが、進歩するのが悪いのではなくて、進歩することによって諸経費が増加するというか、世の中、物価が上がっているわけですから、そういう表現に変えたほうが良いと思います。むしろ進歩は、世の中をよくするわけですから。進歩するから負担も増えるし医療費も増えるという、進歩という言葉の使い方がそぐわないのではないかと思って、気になってしまいます。

進歩することで医療費も薬も研究費も増えるからどうしてもしょうがないのでしょうか、この「進歩」をここで使うかどうかという問題です。「進展」ぐらいにしておいてはどうでしょうか。

○会長 非常にごもつともな御指摘だと思います。

これは多分、国レベルの問題だと思いますので、どこかから引用してこういう表現になっていると思うのですが、確かに御指摘のとおり、パラドックスがあります。日本は自由主義経済の中ですけれども、医療については国民皆保険でやっておりますので、全額保険の中で見ると医療費は増えていってしまうところをどういうふうに表示するのか。技術が進歩して、いい医療が受けられるのはとてもいいことですけれども、結果的にコストがかかってい

るから、医療費が上がる要因の例の1つとして、医療技術の進歩だけが挙げられていますが、その中で、いかに医療費の増加を抑えるかというような書き方です。そこだけ読むと行間というか、全体がどういうことが言いたいのかという辺りについては見えづらいので、少し論点整理が必要な部分はあるのかなとは思いますが。何か御意見ございますか。

○委員 確かに進歩をするといっても、どういうふうに進歩するかが重要だと思います。例えば心臓の弁膜症でも、胸を開けないで血管にカテーテルを入れてそこに人工弁を植え込むようなことも、手術に相当する値段になってしまいます。しかも、その治療を受けられるのが、たしか80歳以上で大動脈弁狭窄症にかかっている等の要件があり、それが1回で100万円以上かかるというような、そういう高度な治療法も保険適用になっています。そしていろいろな症状も軽快し、手術の負担もかからないという、そういう意味の高度化とか、そういう高度な医療を要するような治療というような言葉が入ると、「進歩」という言葉が使えるのかなと思います。検討していただければと思います。

○会長 多分、過去の国の会議等の資料をベースにしているかと思いますが、生々しいところを言いますと、国際的な状況の変化で、日本に限らず、日本以外も含めて物価が上がっていることとか、物価が上がると、当然、賃金も含めたコストをどうするかというようなこともあります。「医療技術の進歩等」となっておりますけれども、「等」の中にはいろいろほかの要因もあるとは思いますが。それをどこまで含めるのかについては検討の余地があるように思いました。

全体の流れの構成についてはよろしいですか。全国共通的な状況等を踏まえた客観的な記載が序盤にあって、前回の会議であった要点4点が、後ろから2枚めくった左側のところに（1）から（4）まであって、最後に、今回、事務局のほうで整理していただいた国への要望等が書いてあるという構成です。先ほど委員から御指摘いただきましたけれども、資料1-2の案では財政安定化基金が（1）で先になっていますね。この構成自体は、特に御意見はないでしょうか。

資料1-2にある案について、これも入れたほうがいいのではないかとということも含めて、御意見があればいただければと思います。

今日いただいた御意見を踏まえて事務局が修正したものを、次回の会議で取りまとめる予定になっておりますので、今御意見をいただければ、次回までに整理していただければと思います。あるいは、大きく直すとなると、今回いただけたほうが、より円滑に進むと思います。

○委員 提言（3）の「制度改革の趣旨」というところで、今回、子ども・子育て支援金などの制度改革の影響で保険料が上がりますよね。制度改革というと事務局は何を指すのか分かるのですが、どういう制度改革で余計に上がるのだというところが書かれてない。国が年金

からではなく皆さんから均等を取るために保険料から徴収することとしたと聞いたので、そのような制度改正だと書いたほうがより丁寧だと思います。

○**会長** 制度改正が何を指して、どういうニュアンスの内容を言っているのかという辺りが、読んだだけで分かるようにしたほうがよろしいのではないかという趣旨かと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○**事務局次長兼保険料課長** 「こうした」という指示語に続いて「制度改正」と簡単に記載してしまった部分でございますので、その辺りは皆様に分かりやすいような形で文言整理をさせていただきますと思います。

○**委員** 提言（４）で「生活習慣病等の発症や重症化の予防」と書いてありますが、平均健康寿命と平均寿命の差というのが多分介護期間だと思うのですが、その介護期間を短くする方策のようなことを入れてはどうですか。「心身機能の低下防止のために、健康診査・歯科健診をはじめとした保健事業」とありますが、このほかに何かあるような気がします。何かその辺りを分かりやすく入れていただいたらどうだろうと思います。

○**会長** （４）で、予防を進めることは医療費の増加を抑制するとあるのですけれども、その前段の部分というのは、お話しいただいたとおり、医療費の話以外にもっと根本的にこういうことで大事なのだというところを表現している文章です。御指摘いただいたように、単に物理的な寿命を延ばすということだけではなく、いわゆる健康寿命をいかに延伸できるかという趣旨も確かに大事なポイントとして踏まえていると思いますし、前回御意見をいただいた口腔ケア等の問題も、まさに生活のＱＯＬの問題も踏まえていると思いますので、その辺りについて文言の工夫を御検討いただければと思います。

○**委員** 全体の案の中で、剰余金や県財政安定化基金を活用して少しでも保険料を抑制していくということに賛成します。

また、この資料１－２の中で、本文の３ページ目の中段以降「一方、物価高騰など後期高齢者を取り巻く経済状況は依然として厳しい状況にある」というような書き出しにつきましても、今、状況的に現役世代の社会保険料の低減というのが言われていて、どちらかという高齢者医療にはやや逆風が吹いている状況の中で、このような表現を入れて、今、高齢者についても経済状況は等しく大変なのだという表現が入っているところがとてもいいと思います。

あと、提言の追記のページの真ん中辺りで少し気になったのは、高額療養費制度は今検討中ですが、「外来特例を将来的には廃止することを含めて検討されている」とあります。検討されてはいますが決定されていない状況で、このような表現でもよいのでしょうか。例えば話がひっくり返った場合でも、この提言書をつくった段階で検討されてはいるので、これはこのままの文章でよいということでしょうか。

○会長 確かにそうですね。時点とか、何にどういう場面で活用するかによって違うかと思うのですが、事務局、何かコメントありますか。

○事務局次長兼保険料課長 医療保険部会の資料を基に作成させていただいた部分もありますので、1月の懇話会まで医療保険部会の状況を見ながら、場合によってはこちらの部分についても修正する必要があると思いますので、注視していきたいと思います。

○委員 同じページの最後のところで、基本的には、経費が物価高で増えるという中で、唯一医療費を減らす方法に触れているところで、「病気の予防の観点が求められ、保健事業を適切に実施することが重要であるとの意見などがあつた」と書いてあります。このとおりののですが、もう一步踏み込んで、「意見があつた」ではなくて、重要であるということ「提案する」ぐらいに強く出られませんか。具体的に提案しているわけではないのだけれども、ぜひこのところをもう少し、提言の中に一言加えられたらいいかなと思います。

○会長 ごもつともで、ここは文章の量は少ないですけども、内容的には幅広くいろいろな内容も含まれますし、重い内容ではあると思いますので、提言の表現を少し補強というか、また次回に向けて少し表現の整理を事務局のほうでお願いできますでしょうか。

○委員 大変いいことをここにまとめていただいたと思っていますが、「意見があつた」ではなく、「提案する」という言葉に一步踏み込めないかと思ったのです。

○事務局次長兼保険料課長 第1回の御意見と今回の御意見も踏まえた上で修正させていただきたいと思いますので、そちらにつきましては、そのような表現にして次回お見せできるように整理したいと思います。

○会長 確認ですけども、提言ですので、意見があつたという書き方ではなく、重要であるとか、こういう提言をするとか、そういう表現がよろしいのではないかということが1つと、内容については、健診とか健康政策をやることでどういう効果が期待できるのかという辺りをもう少し精査して、漏れがあまり感じられないようなバランスの取れた表現にもう少しできないかというような趣旨でよろしいでしょうか。何か言い足りないところがあればお願いします。大丈夫でしょうか。

そういう趣旨の御意見だと思いますので、それを参考に、次回の事務局案作成の際に御検討いただければと思います。

○委員 提言の(4)のところが提言にしては文章が長いですね。

また最後のページで「これは」とか、「こうした」とか、「ことを踏まえ」とか、文章になっているので、提言ですから、最終的には実施計画とかそこに結びつくのかもしれないけれども、その辺りのところはもう少し練られたほうがいいのかなと思います。

○会長 事務局いかがですか。

○事務局次長兼保険料課長 こちらについては、まさに提言の重要な部分ですので、簡潔に分かりやすい形でもう一回整理させていただきたいと思います。

○委員 提言の（２）ですが、この最後のところに「速やかに財政安定化基金を活用できるよう、県と広域連合は日頃から連携を密にとること」というのが書いてありますが、「広域連合」という言葉は必要でしょうか。これは広域連合への提言ですよね。そうすると「県と日頃から連携を密にとること」でいいと思うのですが、つまらない意見かもしれませんが、よろしくお願ひします。

○会長 誰が誰に提言したものとして出るのかということも含めての御意見かと思ひますけれども、事務局いかがですか。

○事務局次長兼保険料課長 例へば（４）の「市町村と連携して」という部分には「広域連合は」と書いてないので、その辺りは（１）、（２）、（３）、（４）で統一を図りたいと思ひます。

○会長 次回までに文言の整理をしていただければと思ひます。

○委員 ４項目を挙げる前の文で「今回、これまでの議論の内容を踏まえ、次のとおり提言を行う」とあり、その後文が続いていますが、「提言を行う」の直後に提言４項目を書いた方がよいと思ひます。「行う」の後「広域連合においては、この提言を踏まえ」とありますが、この文章と（４）の最後の「こうしたことを踏まえ、第３期高齢者保健事業実施計画に基づき、市町村と連携して高齢者保健事業を更に推進すること」というのは、「提言を踏まえて行うこと」という点で同じようなことが両方に書かれています。保険料の改定や保健事業を推進するといったことは、提言を踏まえて行うことですから、後にしたほうがいいのではないですか。そのまま後ろに持ってくる必要があるのかどうか分からないですが、提言して、そしてそれを踏まえて行うことというのが両方に出てきているのは解消したほうがよいと思ひます。

○会長 重複とか、本編として前段で述べて、最後のところで改めて解説する必要がある部分とない部分とがあるかもしれませんので、今の御意見を参考に、次回に向けて文言の整理をお願いできればと思ひます。

○委員 保険料の上昇というのは致し方ないと思ひます。また、子ども・子育て支援金のこともあり、減ることはないのかもしれませんが、できればそれが見た方にとって分かりやすいものにしていただければと思ひます。

○会長 文言整備をしていただくことになると思ひますけれども、ぜひその視点を御検討いただければと思ひます。

では、取りあえず今日のところは皆様よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

○会長 それでは、1番目の保険料率改定についての議題につきましては、おおむね御意見をいただいたと思いますので、ここまでとさせていただきたいと思います。

途中で申し上げましたけれども、資料1-2について具体的に意見をいただいておりますし、資料1-2の前提となった資料1-1については、皆様の賛同が得られる状況でございますので、これをベースに、次回に向けてさらに事務局のほうで整理して詰めていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、議題のその他ですけれども、事務局から何かあれば申し上げます。

○事務局次長兼総務課長 次回の医療懇話会ですけれども、お手元に配付いたしました開催通知のとおり、年が明けまして1月16日金曜日午後2時から開催を予定しています。会場につきましては、前回の第1回目と同じく、隣の建物の1階でございますA会議室ということで、また、開始時間も午後2時からとなりますので、お間違いのないように御注意ください。

以上でございます。

○会長 また次回、委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、その他で委員の皆様から言っておきたいことはございますか。

特になければ、全ての議題が終了いたしましたので、以上で本日の議長としての役割は終わらせていただきたいと思います。御協力いただきありがとうございました。

事務局にお返しします。

---

## ◎閉 会

○事務局次長兼総務課長 それでは、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回埼玉県後期高齢者医療懇話会を閉会とさせていただきます。

お忘れものなどございませんよう、お気をつけてお帰りくださいませ。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後4時45分